

鎌倉市職員の福利厚生に係る外部委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

鎌倉市では、近年の多様化・高度化した社会課題に的確に対応するため、職員が心身を良好な状態に保ち、個性や能力を発揮し、いきいきと意欲的に働くことのできる環境を創ることが組織の活性化をもたらし、より質の高い市民サービスの提供に繋がることから、健康経営の視点を持った取組を推進しています。地方公務員法第 42 条に基づく鎌倉市職員の福利厚生に係る外部委託業務は、専門性、企画力及び豊富な経験を有する事業者からの提案を一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザル方式で委託業者を選定することにより、民間事業者のノウハウを生かし、本市が取り組む健康経営が更に充実することを目的として実施するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

職員の福利厚生に係る外部委託業務（長期継続契約）

(2) 業務内容

別紙「職員の福利厚生に係る外部委託業務仕様書（プロポーザル用）（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）6 月 30 日（3 箇年を前提とした長期継続契約）

ただし、令和 7 年（2025 年）度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除します。

(4) 上限金額

令和 6 年（2024 年）度	10,547,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和 7 年（2025 年）度	11,186,500 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和 8 年（2026 年）度	11,186,500 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和 9 年（2027 年）度	1,297,450 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、本プロポーザルの公表日から業務委託契約締結日までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- (2) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (5) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた者を除く。

- (6) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。

5 選考スケジュール

公募開始から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和6年（2024年）5月15日（水）に市ホームページで公開
質問の受付	令和6年（2024年）5月15日（水）から令和6年（2024年）5月21日（火）午後5時まで
業務提案書の提出期間	令和6年（2024年）5月15日（水）から令和6年（2024年）5月28日（火）までの午前9時から午後5時までに職員課に持参（土曜日及び日曜日を除く）。ただし最終日は、正午までに職員課に持参
プレゼンテーション	令和6年（2024年）5月30日（木）午後を予定（時間は別途連絡）
結果の公表	令和6年（2024年）6月19日（水）午後5時までに市ホームページで公開

6 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式-5）（以下「質問書」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年（2024年）5月15日（水）から令和6年（2024年）5月21日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書に必要事項及び内容を記入し、電子メールに添付して職員課へ提出してください。電子メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信後、職員課に受信確認の電話をしてください。なお、送信する電子メール及び添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施のうえで送信してください。

※ 提出先Eメールアドレス：kouseisy@city.kamakura.kanagawa.jp

(3) 回答

令和6年（2024年）5月23日（木）午後5時までに市ホームページ上に公開する予定です。

7 業務提案書の作成

業務提案書作成要領に基づき、作成してください。書式は、市ホームページからダウンロードできます。

8 業務提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり提出書類を職員課に持参してください。

(1) 応募期間

令和6年（2024年）5月15日（水）から令和6年（2024年）5月28日（火）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、正午まで）

※ 土曜日及び日曜日を除きます。

※ 業務提案書等を提出する際には、職員課に事前予約をしてください。

(2) 提出書類

ア 業務提案書（様式-1、2）

- イ 誓約書（様式－3）
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の全てに滞納がないことがわかるもの
- オ 過去2箇年における国、地方公共団体又は公法人との契約実績がある場合は、その内容が分かるもの（団体名及び契約期間を明記）
- カ 会社概要等のパンフレット
- キ 会員向けガイドブック
- ク 会員向け季刊誌

(3) 提出部数

10部（1部は正本、9部は副本・副本のア～オは写しで可とする。）

9 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する審査委員会において、業務提案書の審査及び契約予定事業者の選定を行います。審査は「業務提案書の評価基準（下表）」に基づいて評価を行い、最高得点者を候補者、次に得点の高い者を次点候補者として選定します。

最高得点者が複数あった場合は、「提案課題3、5、8及び9」の合計得点が最も多い事業者を候補者とし、さらに「提案課題3、5、8及び9」の合計得点が同点であった場合は、審査会の投票で決定します。

参加事業者が1者の場合も選考を行います。その結果最低基準を満たさなかった場合は、改めて公募を行います。

(2) ヒアリングの実施

参加事業者を対象にヒアリングを実施します（令和6年（2024年）5月30日（木）午後を予定）。プレゼンテーションの後、業務提案書等に関する質疑を行います。ヒアリングの順序は、業務提案書等の提出順としますが、時間は別途連絡いたします。

ヒアリング時には、市がプロジェクター及びスクリーンを用意いたします。必要に応じて使用していただいて構いませんが、設定作業は参加事業者に行っていただきます。なお、持参した機器等を使用することは差し支えありません。

業務提案書の評価基準

提案課題	評価項目	配点
1. 会社概要及び会員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年、資本金、上場の有無、株主、従業員数、ISO・プライバシーマークの取得状況等、会社の経営の確かさ ・ 契約団体数・会員数、契約自治体数・会員数 	5点
2. 会費等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費 ・ ガイドブック作成費 ・ 会報誌「元気回復だより」発行費 	5点
3. 施設の充実と質の確保、共済施設との併用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市近隣地域における利用可能施設の多さ ・ 利用可能施設の充実及び質の確保に努めているか ・ 共済施設との併用割引は可能か 	15点

4. 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ガイドブックの見やすさ 申込のしやすさ（申込手段の豊富さ） 受付体制（人員、休日・夜間体制等） 	10点
5. 利用者のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のお得感、他にはないメリットの豊富さ 会費に対する利用効果 利用率向上のための取り組み 	15点
6. アフターフォロー体制	<ul style="list-style-type: none"> 専属担当の有無 利用実績報告の頻度 	5点
7. 補助事業の使いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊助成事業 東京ディズニーリゾート助成事業 フィットネス施設等利用助成事業 映画観賞券助成事業 まちの社員食堂助成事業 	10点
8. 独自事業	職員コミュニケーション活性化事業の内容	10点
9. 健康経営の推進	本市の健康経営推進を目的としたイベントの実施内容やメニューの豊富さ	15点
10. 事業者の特色	他の事業者で実施していない新規施策等を含めた総合評価	10点
合 計		100点

※ 選考にあたっては、合計評価点が満点の6割以上であることを最低基準とする。

10 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合。
- (3) 業務提案書作成要領に指定する業務提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、プロポーザルに当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合。

11 結果の公表

選考結果については、全ての参加事業者宛てに通知（非選定者には、その理由も通知）を行うとともに、市ホームページで公開する予定です。

12 契約の締結

本プロポーザルにより選定された候補者は、市と協議のうえ、速やかに契約を締結するものとします。その際に見積書を提出いただきます。

なお、候補者が、何らかの理由により契約を締結できなかった場合は、次点の候補者を契約予定事業者とします。

13 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の修正又は変更は認めません。
- (3) 提出された書類等の返却は行いません。
- (4) 提出書類等の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、市が本プロポーザルの結果の報告又は公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (6) 参加事業者は、業務提案書の作成のために市より受領した資料を市の了解なく公表、使用することはできません。
- (7) この募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等の関係法令等の定めるところによります。

14 問合せ・提出先

担 当 課 : 鎌倉市総務部職員課労務担当
担 当 者 : 伊藤
所 在 地 : 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電 話 番 号 : 0467-23-3000 内線2236
ファックス : 0467-60-4014
電子メール : kouseisy@city.kamakura.kanagawa.jp